（証券コード7871）
平成27年６月３日

株　主　各　位

福井市三十八社町33字66番地
フクビ化学工業株式会社
代表取締役社長　八　木　誠一郎

# 第81期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月18日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

1. **日　　時**　平成27年６月19日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　福井市手寄１丁目４番１号
　アオッサ８階　福井県県民ホール
3. **目的事項**

**報告事項**
1. 第81期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　計算書類の内容報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役３名選任の件
**第３号議案**　監査役１名選任の件
**第４号議案**　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fukuvi.co.jp/）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

# 事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1)事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税後の反動により、上半期には実質経済成長率が四半期ベースで２期連続のマイナス成長となりました。その後も、個人消費の回復に強さは戻らず、また、民間住宅投資は低迷を続けました。金融政策によって誘発された円安により、輸出が促進されましたが、それ以上に輸入が増加した結果、貿易収支の赤字はほぼ歴史的な高水準のまま推移しました。一方、都市部の大企業を中心に雇用環境および企業業績に回復の兆しが見られ、地域経済への波及による景気底上げの期待が高まることとなりました。

住宅市場におきましては、消費税増税の反動から、新設着工は前年同月比で毎月大幅な減少を続けましたが、２月に入り減少幅は縮小し、分譲住宅に回復の兆しも見え始めております。しかしながら、平成26年度の新設住宅着工は、戸数880千戸（前年比10.8％減少）、床面積74,007千㎡（同15.2％減少）となり、今後は、超低金利政策並びに省エネ住宅ポイント及び長期優良住宅の取り組みなど行政による住宅取得促進政策の効果が期待されています。

このような環境のもと、当社グループでは主力分野である住宅の新設市場に加えて、リフォーム市場への取り組みを一層強化し、更に、非住宅市場の開拓を本格的に開始いたしました。また、職人不足が恒常化する環境下、長年の協力関係にある施工会社と連携して、施工品質の高さを武器に、工事付商品の販売活動にも注力いたしました。

この結果、リフォーム分野におきましては、リフォーム用システム建材や浴室リフォーム工法による売上が、同分野の売上低下を下支えしました。

一方、非住宅市場向けの新商品としましては、安心・安全をキーワードに、新たに策定された天井の落下防止基準に対応した『クリアランス見切』、浴室内の転倒事故発生リスクを低減する床シート材『あんから』を発売し、拡販に努めました。

同様に工事付商品では、主に商業施設向けの福井県間伐材を活用した合成木材『プラスッド』、オフィス向けの床下地材『ＯＡフロア』、更には、付加価値タイプの床材『乾式二重床システム』も老健施設や文教施設を中心に、売上を伸長させました。

産業資材分野におきましては、大口の個別特定需要の捕捉に向けたエンジニアリングセールスを強化すべく、製造部門と販売部門を統合した「ＣＳＥ事業部」が本格的に活動を開始しました。また、精密分野では、自動車セクターで堅調に売上を伸ばす一方、大版の新規製品開発にも注力いたしました。海外事業につきましては、引き続き、海外売上高比率10%を中期的な目標として、市場開拓に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高381億59百万円(前期比5.7%減)、営業利益10億88百万円(同31.9%減)、経常利益12億68百万円(同27.3%減)、当期純利益７億16百万円(同30.5%減)となりました。

事業別の売上状況は、以下のとおりであります。

Ａ．建築資材事業

主力の建築資材事業の売上は、291億70百万円（前期比6.6%減）で、売上高全体の76.4%を占めました。

うち外装建材は、59億50百万円（同18.0%減）でした。防風透湿シート・土台パッキン・窯業系外装材が低調に推移しましたが、外装装飾部材は比較的順調に推移しました。

内装建材は、113億19百万円（同7.1%減）でした。断熱材・養生材が伸び悩みましたが、点検口枠・樹脂開口枠は順調に推移しました。

床関連材は、79億42百万円（同2.5%減）でした。床タイル・機能束が伸び悩みましたが、乾式二重床システム・ＯＡフロアは順調に推移しました。

システム建材は、39億60百万円（同9.0%増）でした。空気循環式断熱システム部材・防蟻材が低調に推移しましたが、リフォーム用システム建材は堅調な伸びを示しました。

また、建築資材事業における受注残高は当連結会計年度末１億99百万円であり、当事業の月平均売上高の0.1ヶ月分に相当しております。

Ｂ．産業資材事業

産業資材事業の売上は、89億88百万円（同2.9%減）で、売上高全体の23.6%を占めました。窓枠・精密化工品が伸び悩みましたが、車輌部材が好調に推移しました。

また、産業資材事業における受注残高は当連結会計年度末３億11百万円であり、当事業の月平均売上高の0.4ヶ月分に相当しております。

## 部門別売上高

| 部門別 | 分類 | 前連結会計年度<br>百万円 | 当連結会計年度<br>百万円 | 構成比<br>% | 増減<br>百万円 | 増減率<br>% |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 建築資材 | 外装建材 | 7,257 | 5,950 | 15.6 | △1,308 | △18.0 |
| | 内装建材 | 12,187 | 11,319 | 29.7 | △868 | △7.1 |
| | 床関連材 | 8,150 | 7,942 | 20.8 | △208 | △2.5 |
| | システム建材 | 3,634 | 3,960 | 10.4 | 326 | 9.0 |
| | 計 | 31,228 | 29,170 | 76.4 | △2,058 | △6.6 |
| 産業資材 | ――― | 9,255 | 8,988 | 23.6 | △266 | △2.9 |
| 合計 | ――― | 40,483 | 38,159 | 100.0 | △2,324 | △5.7 |

（注） 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は９億82百万円で、主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

（当社 本社工場）

| | |
|---|---|
| 工場改修 | 75百万円 |
| 押出・加工工程合理化設備 | １億35百万円 |
| 原料工程合理化設備 | ７百万円 |
| 技術開発設備 | 26百万円 |
| 金型取得 | 26百万円 |

（当社 坂井工場）

| | |
|---|---|
| ＡＣ・ＲＣ生産設備 | 22百万円 |
| 精密化工設備 | 18百万円 |
| 断熱材生産設備 | 24百万円 |

（当社 あわらバイオマス工場）

| | |
|---|---|
| 木粉ペレット製造設備 | 10百万円 |

（当社 大阪工場）

| | |
|---|---|
| 押出生産設備 | 12百万円 |

（海外子会社）

| | |
|---|---|
| 押出生産・加工設備 | １億６百万円 |

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

我が国の経済は緩やかな回復基調が継続し、企業収益の改善のもと、雇用と所得の改善が進む一方で、これから本格化する少子高齢化、世帯数の減少、増え続ける空き家等、様々な課題に直面しております。当社はこのような事業環境の中、中期経営計画の３つの基本戦略（グループ価値最大化のための経営基盤の強化、磐石な収益基盤の構築、成長基盤の確立）に則り、具体的に落とし込んだ実施事項を愚直に取組み、持続的な利益創出に努める所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

### (5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区分＼期別 | 第78期<br>(平成24年３月期) | 第79期<br>(平成25年３月期) | 第80期<br>(平成26年３月期) | 第81期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年３月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 37,471 | 38,294 | 40,483 | 38,159 |
| 経常利益(百万円) | 1,289 | 1,417 | 1,744 | 1,268 |
| 当期純利益(百万円) | 582 | 790 | 1,029 | 716 |
| １株当たり当期純利益(円) | 28.21 | 38.34 | 49.90 | 34.71 |
| 総資産(百万円) | 41,466 | 41,697 | 43,669 | 44,411 |
| 純資産(百万円) | 24,098 | 24,912 | 25,727 | 27,196 |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 「１株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

| 区分＼期別 | 第78期<br>(平成24年３月期) | 第79期<br>(平成25年３月期) | 第80期<br>(平成26年３月期) | 第81期(当期)<br>(平成27年３月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 35,395 | 36,428 | 38,654 | 35,933 |
| 経常利益(百万円) | 1,114 | 1,410 | 1,852 | 1,303 |
| 当期純利益(百万円) | 475 | 833 | 1,124 | 808 |
| １株当たり当期純利益(円) | 23.04 | 40.38 | 54.54 | 39.21 |
| 総資産(百万円) | 39,170 | 39,445 | 41,314 | 41,616 |
| 純資産(百万円) | 22,077 | 22,876 | 23,669 | 24,787 |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 「１株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

**(6)重要な子会社の状況**（平成27年３月31日現在）

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| フクビハウジング株式会社 | 20,000万円 | 71.0% | 建築・土木資材の製造、加工および販売 |
| リフォジュール株式会社 | 3,000万円 | 90.0% | 天井材、内装材および木粉入り樹脂建材の施工並びに販売 |
| FUKUVI USA,INC. | 500万米ドル | 75.9% | プラスチック製品並びにその他素材を含むこれらに付帯関連する製品の製造、仕入および販売 |
| FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. | 300万米ドル | 86.7% | プラスチック製品並びにアルミ製品の製造、加工および販売 |

(注) 出資比率は小数点第２位を四捨五入して表示しております。

### (7)主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| ①当　社 | 本　　社 | 福井県 |
| | 支　　店 | 東京、大阪、名古屋、仙台、福岡 |
| | 営　業　所 | 北海道営業部、盛岡、新潟、宇都宮、東関東（茨城県）、北関東建材営業部（埼玉県）、千葉、西東京（東京都）、神奈川、京都、岡山、広島、高松、鹿児島、静岡、北陸（福井県） |
| | 出　張　所 | 沖縄 |
| | 工　　場 | 本社（福井県福井市）、坂井（福井県坂井市）、三方（福井県三方上中郡）、あわらバイオマス（福井県あわら市）、大阪（大阪市淀川区） |

| | | |
|---|---|---|
| ②子会社 | フクビハウジング株式会社 | 岩手県 |
| | リフォジュール株式会社 | 福井県 |
| | FUKUVI USA,INC. | 米国オハイオ州 |
| | FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. | ベトナム社会主義共和国ドンナイ省 |

### (8)使用人の状況（平成27年３月31日現在）

①企業集団の使用人数

| 使　用　人　数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 869［108］名 | 15名増［９名減］ |

②当社の使用人数

| 使　用　人　数 | 前期末比増減 | 平　均　年　齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 730［84］名 | 11名増［16名減］ | 39.6歳 | 17.3年 |

（注）1.　使用人数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員数は［　］内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.　平均年齢および平均勤続年数の計算には臨時従業員は含めておりません。

### (9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

**(1)発行可能株式総数**　63,000,000株

**(2)発行済株式の総数**　20,615,677株（自己株式72,748株を除く）

**(3)株主数**　1,791名

**(4)大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 株式会社八木熊 | 2,574,140 | 12.49 |
| 長瀬産業株式会社 | 2,464,308 | 11.95 |
| 三井化学株式会社 | 2,001,885 | 9.71 |
| 三井物産プラスチック株式会社 | 983,220 | 4.77 |
| 株式会社福井銀行 | 710,300 | 3.45 |
| 株式会社北陸銀行 | 624,900 | 3.03 |
| 八木誠一郎 | 610,703 | 2.96 |
| 蝶理株式会社 | 600,382 | 2.91 |
| 昭和興産株式会社 | 569,573 | 2.76 |
| 八木信二郎 | 540,581 | 2.62 |

（注）1. 持株比率は小数点第３位を四捨五入しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

**(5)その他株式に関する重要な事項**

記載すべき事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1)取締役および監査役の氏名等

| 氏　名 | 地 位 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 八　木　誠一郎 | 代表取締役<br>社長執行役員 | 全社構造改革委員長<br>フクビハウジング株式会社代表取締役会長<br>リフォジュール株式会社代表取締役会長<br>FUKUVI USA,INC.取締役<br>FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. 会長 |
| 有　馬　　進 | 代表取締役<br>副社長執行役員 | 全社構造改革委員会副委員長兼東京支店長 |
| 大　畑　　忠 | 取締役<br>専務執行役員 | 管理本部長兼経理部長 |
| 岩　淵　　滋 | 取締役 | 三井化学株式会社常勤監査役 |
| 奥　島　孝　康 | 取締役 | 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外監査役<br>日本化薬株式会社社外取締役<br>白鷗大学学長<br>(公財)ボーイスカウト日本連盟理事長<br>(公財)日本高等学校野球連盟理事長 |
| 林　　茂　樹 | 取締役執行役員 | 生産統括本部長兼資材部長 |
| 長谷川　弘　照 | 取締役執行役員 | 生産統括本部副本部長 |
| 高　畑　慎一郎 | 取締役執行役員 | 内部監査室長 |
| 采　野　　進 | 取締役執行役員 | 社長補佐 |
| 嶋　田　康　弘 | 取締役執行役員 | 営業本部長兼営業管理部長兼名古屋支店長 |
| 大　野　　繁 | 取締役執行役員 | 営業本部副本部長兼東日本建材統括部長 |
| 加　川　潤　一 | 取締役執行役員 | 生産統括本部副本部長兼生産企画管理部長 |
| 田　中　晴　雄 | 常勤監査役 | |
| 笛　吹　文　彦 | 監査役 | |
| 山　川　隆　義 | 監査役 | |

(注) 1. 取締役岩淵滋および奥島孝康の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役笛吹文彦および山川隆義の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役奥島孝康氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査役笛吹文彦および山川隆義の両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。
5. 監査役笛吹文彦および山川隆義の両氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成26年６月20日開催の第80期定時株主総会において、奥島孝康、采野進、嶋田康弘、大野繁および加川潤一の各氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

7. 当事業年度中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 退任時の担当および重要な兼職の状況 | 退　任　日 |
|---|---|---|
| 五十嵐　　紘 | 社長補佐 | 平成26年6月20日 |
| 長　瀬　　洋 | 長瀬産業株式会社代表取締役社長兼執行役員<br>長瀬ランダウア株式会社取締役<br>株式会社ＦＥＬホールディングス取締役<br>株式会社アルテホールディングス取締役<br>株式会社クレアートホールディングス取締役<br>株式会社クレアート取締役 | 平成26年6月20日 |
| 木　瀬　和　彦 | フクフォームEco事業推進室管掌 | 平成26年6月20日 |
| 荒　谷　藤　雄 | 品質保証本部長 | 平成26年6月20日 |
| 笹　木　和　男 | 営業本部副本部長兼内装事業部長 | 平成26年6月20日 |

8. 平成27年４月１日付で次のとおり異動がありました。

| 氏　　名 | 異動後の会社における地位 | 異動後の担当 |
|---|---|---|
| 林　　茂　樹 | 取締役執行役員 | 生産統括本部長 |
| 長谷川　弘　照 | 取締役執行役員 | 開発本部管掌兼<br>生産統括本部精密事業部管掌 |
| 大　野　　繁 | 取締役執行役員 | 営業本部長 |
| 嶋　田　康　弘 | 取締役執行役員 | 営業本部副本部長兼営業管理部長 |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 役員区分 | 対象となる役員の員数(名) | 報酬等の総額（百万円） | 基本報酬 | 役員退職慰労引当金繰入額 |
|---|---|---|---|---|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 17<br>(3) | 164<br>(3) | 135<br>(3) | 29<br>(―) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2) | 19<br>(6) | 19<br>(6) | 1<br>(―) |

（注）1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年６月22日開催の第72期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年６月22日開催の第72期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。
4. 当社では、役員が担当する業務や職責・役付をベースに、グループ業績を加味する中で、役員報酬を確定報酬額として支払うことを方針としております。

②当事業年度に退任した取締役が支給を受けた退職慰労金の額

取　締　役　　１名　　７百万円

（注）上記退職慰労金には、過年度の事業報告において、役員等の報酬の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額５百万円が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

| 区　分 | 氏　名 | 兼職先法人等 | 兼職の内容 | 関係 |
|---|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 岩淵　滋 | 三井化学株式会社 | 常勤監査役 | (注) 1 |
| 社外取締役 | 奥島　孝康 | 株式会社フジ・メディア・ホールディングス<br>日本化薬株式会社<br>白鷗大学<br>(公財)ボーイスカウト日本連盟<br>(公財)日本高等学校野球連盟 | 社外監査役<br>社外取締役<br>学長<br>理事長<br>理事長 | (注) 2 |
| 社外監査役 | 笛吹　文彦 | ― | ― | ― |
| 社外監査役 | 山川　隆義 | ― | ― | ― |

(注) 1. 岩淵滋氏は、三井化学株式会社の常勤監査役であります。当社は同社との間に原材料仕入等の取引関係があります。なお、同社は当社に9.71%の出資を行っております。
2. 奥島孝康氏の兼職先法人等と当社との間に特別な利害関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主 な 活 動 状 況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 岩　淵　　滋 | 当事業年度開催の取締役会５回すべてに出席し、経験豊富な経営の観点から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行っております。 |
| 社外取締役 | 奥　島　孝　康 | 就任後開催の取締役会４回のうち３回に出席し、大学元総長、法学博士としての豊富な識見から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 笛　吹　文　彦 | 当事業年度開催の取締役会５回すべてに出席しております。<br>また、当事業年度開催の監査役会５回すべてに出席しており、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 山　川　隆　義 | 当事業年度開催の取締役会５回すべてに出席しております。<br>また、当事業年度開催の監査役会５回すべてに出席しており、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外役員全員との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低限度額となります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1)会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

20百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の子会社であるFUKUVI USA,INC.およびFUKUVI VIETNAM CO.,LTD.の計算関係書類の監査は、それぞれMcGladrey LLPおよびKPMG Limitedが行っております。

### (3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書取扱規程」に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。

②取締役会議事録および稟議決裁書類につきましては、各々「取締役会規程」、「稟議決裁規程」の定めに従い、適時適切に作成のうえ、保存および管理を行います。

③取締役が職務の執行過程において決定、発生した重要な会社情報につきましては、適時開示規則（東京証券取引所）に定める決定事実・発生事実・決算情報等に該当するか否かを開示委員会で速やかに確認の後、同規則に則って適切に管理のうえ開示します。

④重要な営業秘密につきましては、“資産の保全”の観点から、「営業秘密管理規程」に則り、知的財産等を適切に管理し、漏洩を防止します。

⑤職務の執行上、重要な非公開情報の受渡しを必要とする場合には、秘密保持契約を締結し、損害の発生を回避します。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、監査部門担当役員が同室長として、その業務を管掌します。

②内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないか確認し、必要に応じて監査方法の改訂を行います。

③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびその危険がもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告します。

④内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理方針、関連する個別規程(「与信管理規程」、「経理規程」等)、ガイドライン、マニュアル等の整備を各業務執行部門に求め、また、内部監査室の責任と権限を全従業員（執行役員を含む。以下同様。）に周知徹底することにより、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告されます。

⑤リスク管理を所管する部署として、リスク統括部を設置します。リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し、監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、経営会議に報告します。

⑥自然災害、事故あるいは事件が発生した場合には、「緊急事態対応実施規程」、「品質管理委員会規程」、「防火管理規程」等の関連規程の定めに従って、損失・被害等の状況につき速やかに所管取締役宛に報告を行います。対応については、

必要に応じて代表取締役社長を委員長とする緊急対策委員会を召集のうえ、決定します。

**(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

①経営理念と経営方針を機軸に、中期経営計画が策定され、年度計画に落とし込みます。各業務執行部門は年度計画（予算）の実現のため、活動計画を作成、実行します。

②経営企画本部は、業務執行部門と協議のうえ、資源配分（人的資源、投入経費）の最適化を図り、予算の達成に向けた事業態勢を整備します。

③常務会は、常勤の取締役および監査役をメンバーとして開催され、経営目標の進捗状況を確認、点検するとともに、経営の重要事項（取締役会付議事項を除く。）について機関決定を行います。

④業務執行においては、「取締役会規程」により定められている付議事項についてはすべて取締役会で審議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布します。

⑤日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行します。

**(4) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

①代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定等、コンプライアンス態勢の基盤整備を行います。

②全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、管理本部管掌取締役をコンプライアンス担当役員とし、その責任のもと、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築します。

③「コンプライアンス・マニュアル」は、労働安全衛生法、不正競争防止法、独占禁止法、インサイダー規制等の身近な法令について平易に解説することにより、遵法マインドの醸成を図ります。

④万一、法令等に抵触する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される態勢を構築します。

⑤コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス推進責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理・監督します。また、従業員に対して適切な研修体制を構築するとともに、内部通報ガイドラインならびに内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口の更なる周知徹底を図ります。

⑥独立性の高い社外役員（取締役、監査役）を選任することにより、従業員ならびに、常勤取締役の職務執行に対する監視、監督機能の強化を図ります。
⑦反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、仮に、不当要求があった場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して拒絶する旨「反社会的勢力による被害の防止ルール」に定めています。

**(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制**

**(5)－1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画本部が、子会社を統括的に管理します。また、重要な業務課題については、関連の所管本部宛に、事前協議ならびに状況報告を行うことになっています。
②国内子会社の社長は、毎月開催の経営会議に出席のうえ、業績報告とともに、重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告します。
③海外子会社の社長は、上記の報告を当社の社長他関連部門長宛に毎月書面で行います。また、当社の社長および内部監査室は、現地ミーティングあるいは監査を通じて、職務の執行状況の把握に努めます。

**(5)－2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
①内部監査室は、内部監査に関する取決めに従い、子会社のリスク情報の有無を定期的に監査、監視します。
②内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告します。
③また、経営企画本部は、毎月の経営会議で報告された子会社の業績等の中で、異常値を発見した場合には、直ちに、原因を究明のうえ、必要に応じて対策を講じます。

**(5)－3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
①当社では、子会社は、自主独立の精神をもって、安定的な発展を図ることを基本原則としております。従って、「稟議決裁規程」に準じ、子会社の社長に一定の権限委譲を行い、迅速な意思決定の行える経営環境を整備しています。
②業務運営計画については、毎年、業績目標および基本戦略を、当社経営企画本部が確認し、必要に応じて事業リスクの影響度を検証しています。
③営業本部、生産統括本部、品質保証本部および管理本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を把握し、効率的にその経営目標が達成できるよ

うに助言、指導、支援に努めています。

**(5)－4. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

①内部監査室は、子会社の事業特性を十分に理解のうえ、その取締役および従業員の法令遵守の状況を定期的に点検し、当社グループとして法令遵守の体制が構築・堅持されるように監視ならびに指導を行います。

②当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査役および内部監査室長は、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と、定期的な内部監査を通じて十分な情報交換を行っています。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

①監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、同室に専任の従業員を３名以上配置します。

②内部監査室の構成員数、配置する従業員の人選等の具体的内容については、監査役の意見を十分に考慮し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も確認して決定します。

**(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項**

①監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令下に置かれています。

②監査役の職務を補助すべき従業員である内部監査室スタッフの任命・異動・評価については、監査役会の意向を尊重します。

**(8) 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

①内部監査人としての内部監査室を、監査役の職務を補助すべき部署と位置付けています。

②監査役と内部監査室は、制度的に支障のない限りにおいて、監査情報を交換し、問題意識を共有します。

**(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

**(9)－1. 当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制**

①取締役および従業員は、監査役会の定めに従い、各監査役から要請があれば必要な報告および情報提供を適時適切に行います。

②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。

Ａ．当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況

Ｂ．当社の子会社等監査役および内部監査部門の活動状況

Ｃ．当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更

D．業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
E．内部通報制度の運用および通報の内容
F．社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

③内部監査室、コンプライアンス事務局および内部通報窓口担当は、法令定款に対する違反行為あるいはリスク顕在化の事実を確認した場合、またはその惧れが高いと判断した場合、代表取締役社長等への報告と同時に、直接かつ速やかに監査役に報告します。

**(9)－2. 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

①内部通報制度（ホットライン）は、子会社の取締役・監査役等および従業員も利用可能であり、通報があった場合には、責任担当である当社総務部長は、監査役、内部監査室長および管理本部長に報告を行います。

②子会社の監査役、当社の監査役、内部監査室長、管理本部長およびリスク統括部長は、半期毎に情報交換会を開催し、主に、子会社が包蔵するオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクについて協議します。

**（10）監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

①当社は、コンプライアンス経営の強化を目的として「公益通報者保護規程」を定め、通報者等が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと規定しています。

②また、万一、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合には、該当者を就業規則に従って処分します。

**（11）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

①監査役が、その職務の執行のため費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払います。

②年度予算は、監査役の職務執行費用を円滑に支弁するための自主計画予算を織り込んで策定します。

**（12）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

①当社グループの取締役等は、会社法に定める監査役の位置付けおよび監査役の権限を正しく理解し、その要請には迅速かつ適切に対応します。

②会社は、当局から示達された“財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準”ならびに“財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準”に明記

されている監査役および内部監査人（当社では、内部監査室が該当部署）の役割と責任が、円滑に遂行される環境を整備します。

③一方、監査役および内部監査室は、自身の役割と責任の重さを自覚し、リスクアプローチに基づく監査を効率的かつ実効的に完遂できるよう、平素より監査手法の研磨に努めます。

④監査役は、監査体制の実効性を高めるため、当社の代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行います。

⑤監査役会が必要と認めた場合には、弁護士、会計士その他の専門家との連携を図ります。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社である以上、当社株主の判断は、当然に個々の株主の自由意思に基づき、株式市場における自由な売買取引を通じて具現されるものと考えております。従いまして、たとえ大規模買付者から当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合でも、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する個々の株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

とはいえ、大規模買付行為の中には、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせるもの、②会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるもの、③会社経営を支配した後に当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とするものなど、その目的等からみて、必ずしも企業価値および株主の共同の利益の維持・向上に資するとはいえないものが存在します。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(2)－1. 中期経営計画に基づく取組み

平成26年度より平成28年度を最終年度とした中期経営計画がスタートしています。当中期経営計画では「独自の技術と絶対主義で、創造と進化に挑戦する開発型企業集団・フクビグループを目指す。」というグループビジョンを掲げ、これらを実現すべく３つの基本戦略を策定しております。

【基本戦略①　グループ価値最大化のための経営基盤の強化】
- 目指すべきグループ経営の確立
- 生産技術の抜本的改革
- 工場・研究施設の再編
- 人材育成・活性化

【基本戦略②　磐石な収益基盤の構築】
- コスト競争力の強化
- 不採算事業の見極め
- 情報システムの高度化推進

【基本戦略③　成長基盤の確立】
- 開発力強化

・既存事業の拡大
・新規事業の早期創出

当社グループでは、基本戦略を具体的実施戦術に落とし込んで目標必達に向けて取り組んでおります。しかしながら、定量面では、連結売上高が前期比5.7%減、経常利益も同27.3%減となり、新設住宅着工戸数の大幅な減少など、負の外部環境を跳ね返す結果とはなりませんでした。一方で、定性面ではコア技術である樹脂押出成形技術の抜本的な改革がスタートするなど、一定の成果をあげることができました。

当社グループでは、実効性のある戦略を確実に実施し、グループ一丸となって新たな価値の創造を図ることで、経営目標の達成を目指してまいります。

(2)－2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、更に、企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくためにも、

①意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践
②監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上
③内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備
④役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

＜会社の機関の基本説明＞

当社は、取締役会および監査役会を設置しており、会計監査人の会計監査および内部統制監査を受けております。

取締役会は、業務執行に専念する執行役員を選任しています。執行役員を含む幹部社員が、個別の事業部門および重要特命事項を一貫して運営する体制をとっております。

取締役会は、平成27年３月31日現在、社外取締役２名を含む12名で構成されており、一方、監査役会は、社外監査役２名を含む３名で構成されています。

＜会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況＞

取締役会につきましては、定例・臨時の別を問わず、監査役出席のうえ開催されております。また、毎月開催され、決議機能を有する経営会議にも監査役が出席することにより、経営の透明性と監視体制の一層の強化を図っております。

当社は業務執行の迅速化・効率化を目指して執行役員制度を導入しておりますが、執行役員は経営会議にオブザーバーとして出席する体制をとっております。また、社長以下社内取締役および一部執行役員による経営戦略会議（戦略確認、

実施方針協議）を開催し、情報の相互伝達と迅速な業務執行に努めております。

当社は、内部統制システムの構築を図るため、代表取締役社長直属の機関として内部監査室（専任の使用人４名を配置）を設置いたしております。内部監査室は、定期、不定期に各部門の業務執行状況またはコンプライアンスの状況を監査する任務を負っております。監査結果は、監査役会および取締役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制をとっており、引き続き監査態勢の強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

当社は、コンプライアンスを内部統制システムの構築上、最重要課題の一つと位置付けており、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定やコンプライアンス態勢の基盤整備等を行っております。その一環として、グループ会社の全従業員に、フクビ・コンプライアンス・マニュアルを配布し、コンプライアンスチェックリストによる定期点検や研修・朝礼等を通じてコンプライアンス重視の経営風土の一層の醸成に向けて役職員一丸となって取り組んでおります。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を設けております。

リスク管理につきましては、リスクを全社的に統括管理することを目的として、リスク統括部を管理本部に設置しております。内部監査室はリスク統括部と協働で、グループ各社、各部門の業務プロセスより抽出されたリスクの中から、当社の事業または財務内容に重大な影響を与える可能性があるリスクを選定し、その対策および効果を監視・検証しています。

このほかにも、職務権限規程や業務分掌規程などの組織規程やリスク管理規程の見直し等、内部統制システム構築のために必要な統制環境の整備を行っております。

**(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、かつ向上させることを目的として、議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為者に対し、情報開示など事前に定めたルールが守られない場合に一定の対抗措置をとることを定めた対応策（以下、「本プラン」という。）を導入することをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

本プランの詳細につきましては、以下の当社ホームページにてご確認ください。

http://www.fukuvi.co.jp/

**(4) 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由**

(4)－1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社取締役会における会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同利益の尊重を前提としており、本プランはこの基本方針に沿って策定されています。具体的には、大規模買付時のルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応策、株主および投資家の皆様に与える影響、独立委員会の設置と権限、並びに本プランの有効期間等を規定しています。

本プランは、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要十分かつ適切な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。真に、当社の会社経営に参加する意思を持ち、当社企業価値の持続的かつ安定的な向上を目的とする者であれば、他の多くの同種のプランと同様の内容であり、受け入れできるものであると考えます。

従いまして、本プランは、会社支配に関する基本方針の考えに沿うものであると考えます。

(4)－2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、大規模買付者が出現した場合に、①大規模買付者の身元、②大規模買付行為の目的、方法および内容、③大規模買付行為完了後に意図する当社企業価値の持続的かつ安定的な向上策等に関する情報の提供を受けるとともに、当社取締役会が意見の提供あるいは代替案の提示を行うために必要な時間を確保し、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な情報を提供することを主たる目的としております。従いまして、本プランの実施により、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断が可能となりますので、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本プランの発効並びに更新は、当社株主の皆様の承認を条件としており、また、当社株主の皆様の意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社の株主の共同利益を損なわないことを担保していると考えます。

(4)－3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

第一に、本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた３原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開

示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。この指針は、企業買収に対する過剰防衛を防止するとともに、企業買収および企業社会の公正なルールの形成を促すために策定されたものです。

第二に、本プランは、大規模買付者に賛同するか否かの判断は最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという大原則に則り、大規模買付者に対する大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動は、当社株主全体の共同利益を確保するために必要と判断される場合に限定されます。この担保のため、本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合の合理的かつ客観的な要件を予め詳細に開示しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

第三に、本プランには３年の有効期間が定められており、取締役会が単独で有効期間の更新を行うことはできず、更新する場合には株主の皆様の承認を要することとしています。尚、有効期間内であっても、本プランを取締役会の決議により廃止することが可能となっております。

第四に、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置等を検討し決定する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を当社取締役会は最大限尊重するものとされています。更に、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることもできます。

このように、本プランは、政府が企業買収に対する過剰防衛を防止するために策定した上記指針に準拠している一方、当社取締役会による適正な運用を担保するための十分な手続きを掲示しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明白であると考えております。

# 連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | | **流動負債** | |
| 現金及び預金 | 10,694 | 支払手形及び買掛金 | 12,529 |
| 受取手形及び売掛金 | 14,902 | 短期借入金 | 221 |
| 商品及び製品 | 3,073 | １年内返済予定の長期借入金 | 200 |
| 仕掛品 | 734 | リース債務 | 237 |
| 原材料及び貯蔵品 | 983 | 未払金 | 222 |
| 未収入金 | 1,077 | 未払法人税等 | 341 |
| 繰延税金資産 | 338 | 未払費用 | 924 |
| その他 | 71 | 賞与引当金 | 522 |
| 貸倒引当金 | △30 | その他 | 501 |
| **流動資産合計** | 31,842 | **流動負債合計** | 15,695 |
| **固定資産** | | **固定負債** | |
| **有形固定資産** | | 長期借入金 | 200 |
| 建物及び構築物 | 3,318 | リース債務 | 437 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,278 | 繰延税金負債 | 566 |
| 工具器具及び備品 | 202 | 役員退職慰労引当金 | 271 |
| 土地 | 1,869 | 環境対策引当金 | 1 |
| リース資産 | 485 | 退職給付に係る負債 | 45 |
| 建設仮勘定 | 153 | **固定負債合計** | 1,520 |
| **有形固定資産合計** | 7,306 | **負債合計** | 17,215 |
| **無形固定資産** | | **（純資産の部）** | |
| 特許権 | 29 | **株主資本** | |
| リース資産 | 148 | 資本金 | 2,194 |
| その他 | 20 | 資本剰余金 | 1,511 |
| **無形固定資産合計** | 197 | 利益剰余金 | 21,943 |
| **投資その他の資産** | | 自己株式 | △36 |
| 投資有価証券 | 3,149 | **株主資本合計** | 25,612 |
| 長期前払費用 | 44 | **その他の包括利益累計額** | |
| 退職給付に係る資産 | 1,586 | その他有価証券評価差額金 | 847 |
| 繰延税金資産 | 40 | 為替換算調整勘定 | 65 |
| その他 | 248 | 退職給付に係る調整累計額 | 161 |
| 貸倒引当金 | △0 | **その他の包括利益累計額合計** | 1,074 |
| **投資その他の資産合計** | 5,067 | **少数株主持分** | 511 |
| **固定資産合計** | 12,569 | **純資産合計** | 27,196 |
| **資産の部合計** | 44,411 | **負債及び純資産の部合計** | 44,411 |

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 38,159 |
| 売上原価 | | 28,426 |
| **売上総利益** | | **9,732** |
| 販売費及び一般管理費 | | 8,644 |
| **営業利益** | | **1,088** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 | |
| 受取配当金 | 63 | |
| 固定資産賃貸料 | 35 | |
| その他 | 142 | 241 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 6 | |
| 持分法による投資損失 | 8 | |
| その他 | 48 | 61 |
| **経常利益** | | **1,268** |
| 特別利益 | | |
| 関係会社株式売却益 | 5 | |
| その他 | 0 | 5 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 12 | |
| その他 | 0 | 13 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,260** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 425 | |
| 法人税等調整額 | 109 | 534 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **726** |
| 少数株主利益 | | 11 |
| **当期純利益** | | **716** |

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,194 | 1,511 | 21,413 | △36 | 25,082 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 123 | | 123 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,194 | 1,511 | 21,537 | △36 | 25,206 |
| 当期中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △309 | | △309 |
| 当期純利益 | | | 716 | | 716 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | | | | | |
| 当期中の変動額合計 | ― | ― | 406 | ― | 406 |
| 当期末残高 | 2,194 | 1,511 | 21,943 | △36 | 25,612 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 352 | △119 | △64 | 168 | 476 | 25,727 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 123 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 352 | △119 | △64 | 168 | 476 | 25,850 |
| 当期中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △309 |
| 当期純利益 | | | | | | 716 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | 495 | 184 | 226 | 906 | 34 | 940 |
| 当期中の変動額合計 | 495 | 184 | 226 | 906 | 34 | 1,346 |
| 当期末残高 | 847 | 65 | 161 | 1,074 | 511 | 27,196 |

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連 結 注 記 表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項
   (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称
   連結子会社の数　　４社
   連結子会社の名称　フクビハウジング㈱、リフォジュール㈱、
   FUKUVI USA,INC.、FUKUVI VIETNAM CO.,LTD.
   (2) 非連結子会社の状況
   非連結子会社はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
   (1) 持分法を適用した関連会社の名称
   持分法適用会社はありません。
   当連結会計年度において、THAI FUKUVI CO.,LTD.の全株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。
   (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等
   ㈱八木熊
   持分法を適用していない理由
   持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微若しくは影響がなく、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社のうち、FUKUVI USA,INC.の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
   ①有価証券
   満期保有目的の債券
   償却原価法（定額法）
   その他有価証券
   時価のあるもの……　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
   時価のないもの……　移動平均法による原価法
   ②たな卸資産
   主として、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | ７年～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | ４年～10年 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| 環境対策引当金 | 今後発生が見込まれる廃棄物処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。 |

(4) その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。

②完成工事高および完成工事原価の計上基準

ア. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約 ･･･ 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

イ. その他の工事契約 ･･･ 工事完成基準

③消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込み期間及び支払見込み期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が191百万円増加し、利益剰余金が123百万円、繰延税金負債が68百万円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額　　28,477百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式　　20,688,425株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年6月20日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 155百万円 | 7.5円 | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月23日 |
| 平成26年11月11日<br>取締役会 | 普通株式 | 155百万円 | 7.5円 | 平成26年<br>9月30日 | 平成26年<br>12月10日 |
| 計 | | 309百万円 | | | |

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う配当に関する事項

| | |
|---|---|
| ① 配当金の総額 | 155百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 7.5円 |
| ④ 基準日 | 平成27年3月31日 |
| ⑤ 配当決議予定年月日 | 平成27年6月19日 |
| ⑥ 効力発生日 | 平成27年6月22日 |

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として上場株式であり、四半期ごとに保有株式の株価・変動理由の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 (*) | 時価 (*) | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 10,694 | 10,694 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 14,902 | 14,902 | — |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| ①満期保有目的の債券 | 30 | 30 | — |
| ②その他有価証券 | 2,963 | 2,963 | — |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (12,529) | (12,529) | — |
| (5) 短期借入金 | (221) | (221) | — |
| (6) １年内返済予定の長期借入金 | (200) | (200) | — |
| (7) 長期借入金 | (200) | (200) | — |
| (8) リース債務 | (674) | (674) | — |

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 1年内返済予定の長期借入金、および(7) 長期借入金、並びに(8) リース債務

長期借入金およびリース債務の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、時価の算定については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額156百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

〔１株当たり情報に関する注記〕

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産 | 1,294円44銭 |
| １株当たり当期純利益 | 34円71銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

特記すべき重要な事実はありません。

# 貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　　額 | 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|---|---|
| **（資　産　の　部）** | **（　41,616）** | **（負　債　の　部）** | **（　16,829）** |
| **流　動　資　産** | **28,596** | **流　動　負　債** | **15,466** |
| 現金及び預金 | 8,584 | 支払手形 | 5,399 |
| 受取手形 | 1,939 | 買掛金 | 7,132 |
| 売掛金 | 12,308 | 短期借入金 | 100 |
| 商品及び製品 | 2,854 | １年内返済予定の長期借入金 | 200 |
| 仕掛品 | 597 | リース債務 | 225 |
| 原材料及び貯蔵品 | 794 | 未払金 | 222 |
| 前払費用 | 34 | 未払費用 | 892 |
| 未収入金 | 1,172 | 未払法人税等 | 339 |
| 繰延税金資産 | 316 | 預り金 | 46 |
| その他 | 29 | 賞与引当金 | 500 |
| 貸倒引当金 | △30 | その他 | 411 |
| **固　定　資　産** | **13,020** | **固　定　負　債** | **1,364** |
| **有形固定資産** | **6,435** | 長期借入金 | 200 |
| 建物 | 2,810 | リース債務 | 404 |
| 構築物 | 173 | 繰延税金負債 | 487 |
| 機械及び装置 | 1,039 | 役員退職慰労引当金 | 271 |
| 車両及び運搬具 | 7 | 環境対策引当金 | 1 |
| 工具器具及び備品 | 177 | | |
| 土地 | 1,699 | **（純資産の部）** | **（　24,787）** |
| リース資産 | 443 | **株　主　資　本** | **23,940** |
| 建設仮勘定 | 87 | **資　本　金** | **2,194** |
| **無形固定資産** | **167** | **資本剰余金** | **1,511** |
| リース資産 | 148 | **資　本　準　備　金** | **1,511** |
| その他 | 19 | **利益剰余金** | **20,271** |
| **投資その他の資産** | **6,418** | **利　益　準　備　金** | **465** |
| 投資有価証券 | 3,146 | **その他利益剰余金** | **19,806** |
| 関係会社株式 | 1,068 | 技術開発積立金 | 110 |
| 出資金 | 9 | 買換資産圧縮積立金 | 57 |
| 関係会社出資金 | 126 | 配当平均積立金 | 62 |
| 関係会社長期貸付金 | 515 | 別途積立金 | 10,000 |
| 長期前払費用 | 5 | 繰越利益剰余金 | 9,577 |
| 前払年金費用 | 1,348 | **自　己　株　式** | **△36** |
| その他 | 199 | **評価・換算差額等** | **847** |
| 貸倒引当金 | △0 | その他有価証券評価差額金 | 847 |
| **資　産　の　部　合　計** | **41,616** | **負債及び純資産の部合計** | **41,616** |

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 35,933 |
| 売上原価 | | 26,864 |
| **売上総利益** | | **9,069** |
| 販売費及び一般管理費 | | 8,029 |
| **営業利益** | | **1,040** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 5 | |
| 受取配当金 | 113 | |
| その他 | 192 | 310 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 4 | |
| その他 | 42 | 46 |
| **経常利益** | | **1,303** |
| 特別利益 | | |
| 関係会社株式売却益 | 196 | |
| その他 | 0 | 197 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 12 | |
| 関係会社出資金評価損 | 141 | |
| その他 | 0 | 153 |
| **税引前当期純利益** | | **1,347** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 416 | |
| 法人税等調整額 | 123 | 538 |
| **当期純利益** | | **808** |

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 技術開発積立金 | 買換資産圧縮積立金 | 配当平均積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,194 | 1,511 | 1,511 | 465 | 110 | 58 | 62 | 10,000 | 8,954 | 19,648 | △36 | 23,317 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | | 123 | 123 | | 123 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,194 | 1,511 | 1,511 | 465 | 110 | 58 | 62 | 10,000 | 9,077 | 19,772 | △36 | 23,441 |
| 当期中の変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 積立金の取崩 | | | | | | △1 | | | 1 | — | | — |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △309 | △309 | | △309 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 808 | 808 | | 808 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額) | | | | | | | | | | | | |
| 当期中の変動額合計 | — | — | — | — | — | △1 | — | — | 500 | 499 | — | 499 |
| 当期末残高 | 2,194 | 1,511 | 1,511 | 465 | 110 | 57 | 62 | 10,000 | 9,577 | 20,271 | △36 | 23,940 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 352 | 352 | 23,669 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 123 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 352 | 352 | 23,792 |
| 当期中の変動額 | | | |
| 積立金の取崩 | | | — |
| 剰余金の配当 | | | △309 |
| 当期純利益 | | | 808 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額) | 495 | 495 | 495 |
| 当期中の変動額合計 | 495 | 495 | 994 |
| 当期末残高 | 847 | 847 | 24,787 |

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 個 別 注 記 表

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的の債券…… 償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

たな卸資産

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建　　物 | 15年～47年 |
| 機械及び装置 | ８年 |
| 工具器具及び備品 | ２年 |

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金（前払年金費用） | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。<br>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。<br>ただし、当事業年度末におきましては、退職給付引当金の借方残高（1,348百万円）を前払年金費用に計上しております。<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。<br>なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが、連結計算書類と異なっております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| 環境対策引当金 | 今後発生が見込まれる廃棄物処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。 |

4. 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事契約　工事完成基準

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

6. 重要な会計方針の変更

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込み期間及び支払見込み期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が191百万円増加し、繰越利益剰余金が123百万円、繰延税金負債が68百万円それぞれ増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額　26,347百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 482百万円 |
| 長期金銭債権 | 515百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,888百万円 |

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引 | |
| 売上高 | 1,130百万円 |
| 仕入高 | 5,939百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 214百万円 |

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 72,748株 |

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 棚卸資産評価損 | 63百万円 |
| 賞与引当金 | 164百万円 |
| 退職給付信託設定資産 | 310百万円 |
| 子会社株式評価損 | 103百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 13百万円 |
| その他 | 288百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 941百万円 |
| 評価性引当額 | △274百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 667百万円 |
| | |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | 433百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 378百万円 |
| 買換資産圧縮積立金 | 27百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 838百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | △171百万円 |

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社および法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主要株主 | 長瀬産業株式会社 | 0.1%<br>(12.0%) | 当社原材料の仕入及び当社製商品の販売 | 製商品の販売等 | 2,860 | 売掛金 | 1,091 |
| | | | | 原材料・商品の仕入 | 919 | 買掛金 | 497 |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
一般的取引と同様に決定しております。

2. 子会社および関連会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関連会社 | 株式会社八木熊 | —<br>(12.5%) | 当社原材料の仕入及び当社製商品の販売 | 原材料・商品の仕入 | 5,475 | 買掛金 | 2,543 |
| 関連会社 | THAI FUKUVI CO.,LTD. | —<br>(—) | 出資 | 配当金の収受 | 43 | — | — |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
一般的取引と同様に決定しております。
3. THAI FUKUVI CO.,LTD.は、当連結会計年度において全株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。取引金額には売却時の特別配当金を含みます。

〔1株当たり情報に関する注記〕

| | |
|---|---|
| 1株当たり純資産 | 1,202円33銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 39円21銭 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

フクビ化学工業株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大和田　淳　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　沖　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

フクビ化学工業株式会社
取締役会　御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大 和 田　　淳　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　沖　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

フクビ化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役　田　中　晴　雄㊞

社外監査役　笛　吹　文　彦㊞

社外監査役　山　川　隆　義㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

**第１号議案**　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第81期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金７円50銭　総額154,617,578円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月22日

**第２号議案**　取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役３名が任期満了となります。つきましては取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 | 当社との特別の利害関係 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | いわぶち　しげる<br>岩淵　滋<br>（昭和27年１月31日生） | 昭和49年４月　三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社<br>平成15年10月　同社執行役員　ポリエチレン事業部長<br>平成17年４月　同社執行役員待遇嘱託<br>株式会社プライムポリマー取締役　企画管理部長<br>平成19年４月　同社常務執行役員待遇嘱託<br>株式会社プライムポリマー取締役　企画管理部長<br>平成19年６月　同社常務執行役員待遇嘱託<br>株式会社プライムポリマー代表取締役社長<br>平成21年６月　同社専務執行役員待遇嘱託<br>株式会社プライムポリマー代表取締役社長<br>平成22年４月　同社専務執行役員<br>平成22年６月　同社専務取締役<br>平成24年４月　同社取締役<br>平成24年６月　同社常勤監査役（現任）<br>平成25年６月　当社取締役（現任） | 1,000株 | （注）1 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 | 当社との特別の利害関係 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | はやし　しげき<br>林　茂樹<br>（昭和26年９月26日生） | 昭和54年４月　三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社<br>平成16年４月　同社生産・技術部門大阪工場製造１部副部長<br>平成17年４月　同社生産・技術部門市原工場製造２部副部長<br>平成17年５月　同社生産・技術部門市原工場製造２部長<br>平成17年５月　株式会社プライムポリマー市原工場工場長<br>平成21年10月　当社入社　生産本部部長<br>平成22年４月　当社執行役員業務改革推進室長<br>平成23年４月　当社執行役員生産統括本部長（現任）<br>平成23年６月　当社取締役（現任）<br>平成25年10月　当社生産統括本部資材部長 | 0株 | なし |
| 3 | （新任）<br>てしま　まさこ<br>豊嶋　雅子<br>（昭和32年７月16日生） | 昭和55年４月　当社入社<br>平成10年４月　当社新素材研究部主席開発員<br>平成20年４月　当社未来創造解析センター長<br>平成22年４月　当社経営企画本部業務改革推進室部長<br>平成23年４月　当社品質保証本部副本部長兼品質保証二部長<br>平成25年６月　当社執行役員（現任）<br>平成26年４月　当社品質保証本部長兼マネジメントシステム部長（現任） | 1,000株 | なし |

（注）1.　取締役候補者岩淵滋氏は、三井化学株式会社の常勤監査役であります。当社は同社との間に原材料仕入等の取引関係があります。なお、同社は当社に9.71％の出資を行っております。

2.　取締役候補者岩淵滋氏は、社外取締役候補者であり、選任が承認された場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員となる予定であります。

3.　社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
岩淵滋氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長年に亘り、三井化学株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、岩淵滋氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

4.　当社は、定款に基づき、社外取締役全員との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、岩淵滋氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

**第３号議案**　監査役１名選任の件

監査役田中晴雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 | 当社との特別の利害関係 |
|---|---|---|---|
| たかばたけ　しんいちろう<br>高畑　慎一郎<br>（昭和25年３月４日生） | 昭和47年４月　株式会社北陸銀行入行<br>平成５年６月　同行金沢問屋町副支店長<br>平成11年９月　同行融資第一部上席融資役<br>平成14年６月　同行融資第二部上席融資役<br>平成18年10月　当社入社東京支店副支店長<br>平成19年６月　当社執行役員リスク統括部長<br>平成22年６月　当社管理本部副本部長<br>平成23年６月　当社取締役執行役員内部監査室長（現任） | 1,100株 | なし |

**第４号議案**　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役田中晴雄氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議（ただし、取締役在任期間分については取締役会）にご一任願いたいと存じます。

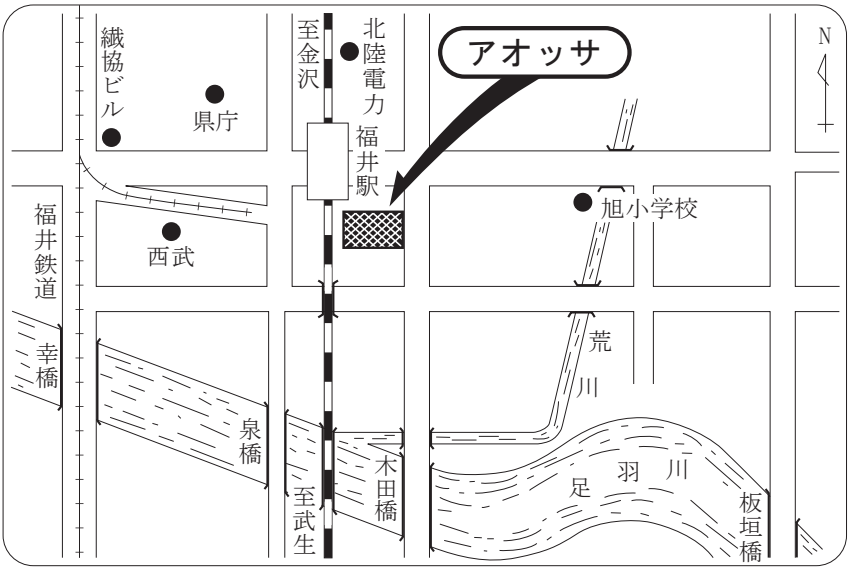
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|---|---|
| たなか　はるお<br>田中　晴雄 | 平成12年６月　当社取締役<br>平成23年６月　当社監査役<br>現在に至る |

以　上

# 株主総会会場ご案内図

福井市手寄１丁目４番１号
アオッサ８階　福井県県民ホール
☎　(0776) 87－0003




（交通のご案内）
JR福井駅より徒歩約１分